

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和2年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	1 住民記録システム 2 宛名管理システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 中間サーバ 5 証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、宛名ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ○第7条(指定及び通知) ○第16条(本人確認の措置) ○第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ○第5条(住民基本台帳の備付け) ○第6条(住民基本台帳の作成) ○第7条(住民票の記載事項) ○第8条(住民票の記載等) ○第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ○第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ○第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ○第22条(転入届) ○第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ○第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ○第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ○第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法別表第二の主務省令 (番号法別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :「住民票関係情報」が含まれる条項(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第49条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3) (番号法別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高山市 市民保健部 市民課
②所属長の役職名	高山市 市民保健部 市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月16日	I-1 システムの名称	住民記録システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバ	1 住民記録システム 2 宛名管理システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 中間サーバ 5 証明書コンビニ交付システム	事前	「5 証明書コンビニ交付システム」の追記
平成29年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	(別表第二における情報提供の根拠) ・74、85の2を追加	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う規定の整備による。
平成29年2月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	高山市市民保健部市民課住民グループ	高山市市民保健部市民課	事後	名称変更による修正。
平成29年2月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	高山市市民保健部市民課住民グループ	高山市市民保健部市民課	事後	名称変更による修正。
平成30年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・117、120を削除 ・119を追加	事後	根拠となる主務省令にあわせて修正記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	(番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) ・第22条の2を削除 ・第22条の3、第22条の4、第24条の2、第24条の3、第31条の2、第31条の3を追加	事後	根拠となる主務省令にあわせて修正記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	しきい値の再確認による修正であり、重要な変更には該当しない。
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高山市 市民保健部 市民課長 田中一美	高山市 市民保健部 市民課長	事後	H31.1.1様式改正によるもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年12月6日時点	事後	しきい値の再確認による修正であり、重要な変更には該当しない。
平成31年1月8日	IVリスク対策	未記載	新規追加	事後	H31.1.1様式改正によるもの。 (新規追加項目)
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月6日時点	令和2年1月9日時点	事後	しきい値の再確認による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	未記載	○第22条(転入届)	事後	見直しによる追記であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・97、117、120を追加 ・119を削除	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	(番号法別表第二の主務省令における情報提供の根拠) ・第49条を追加	事後	法令改正に伴う規定の整備であり、重要な変更には該当しない。